

## 2018年度 英国現代奴隷法に関わる声明

この声明は、英国で施行された英国現代奴隷法 2015 パート 6 第 54 条に基づき、2018 年度に関し KYB 株式会社（以下「当社」）とその子会社（以下当社を含め「KYB グループ」）の事業活動およびサプライチェーンにおける奴隷労働と人身取引の防止を目的とした取り組みを公表するものです。

### 1. 私たちの事業概要、組織、サプライチェーン

KYB グループの中心事業は自動車部品（四輪車用、二輪車用他の油圧緩衝器を含む）と、油圧機器（産業用、四輪車用、航空機用、特装車両やその他装置製品を含む）の製造・販売です。

KYB グループは東京に本社を置いており、国内および海外 23 か国において事業を行っております（国内 14 社および海外 33 社を含む）。

なお、当社は英国に販売拠点（KYBUK）を設けており、当社製品の販売を行っています。

KYB グループの製造拠点とサプライチェーンには、国内外の様々なサプライヤーからの原材料と部品の調達プロセスを含みます。

### 2. KYB グループの関連方針

KYB グループはグループ各社の事業とその全てのサプライチェーンでの奴隷労働と人身取引に反対しています。

KYB グループでは、法令遵守をはじめとする包括的な企業倫理の確立などの CSR 活動を推進することによりその社会的責任を果たすとともに、児童労働、強制労働、紛争鉱物の使用の禁止を目的とした具体的な項目などを「企業行動指針」「調達基本方針」のなかで定めています。

これらの方針に関するさらなる情報はこちら：

（企業行動指針） <https://www.kyb.co.jp/company/csr.html>

（調達基本方針） [https://www.kyb.co.jp/company/supply\\_information.html](https://www.kyb.co.jp/company/supply_information.html)

### 3. 2018 年度における KYB グループの取り組み

当社は、2017 年度より CSR 本部（現 CSR・安全本部）を設立し、広範囲かつ専門的に CSR を推進していけるよう活動しております。

人権侵害防止への取り組みの一環として、企業行動指針について、私たちは、2017 年度に人権侵害、強制労働、児童労働の禁止、およびそれらに付随するサプライチェーンにおける社会的責任の自覚等、より人権尊重を重視する内容に改定しました。2018 年度には、この改定した企業行動指針を KYB グループ内にて周知するための説明会を開催しました。周知のため、ポケット版企業行動指針を、2017 年度に国内グループ企業の全従業員へ配布したのに続き、2018 年度は、趣旨が正しく伝わるように 13 か国語に翻訳したものを海外グループ企業の従業員に配布しました。希望者が携帯する KYB 手帳へも、改定した企業行動指針を掲載致しております。E ラーニングを用いた企業行動指針教育活動の定例化も進めており、これまで海外グループ企業については説明を現地任せにしていたところ、2018 年度に E ラーニング講座を開講し、特にマネージャークラス以上の受講を必須としました。

また、紛争鉱物使用の禁止に関しては、毎年、サプライヤーへ、Responsible Minerals Initiative（RMI：責任ある鉱物調達を促進する団体）が発行する調査票を用いた、コンゴ民主共和国（DRC）及び周辺 9ヶ国の製錬所からの 3 TG（タンタル・タングステン・錫・金）購入の有無調査協力をお願いしており、2018 年度も実施致しました。

さらに、2018年度は海外グループ企業に対し、英国現代奴隷法についておよび現代奴隷とはなにかについてなどの教育活動を行いました。そして、各海外グループ企業のサプライヤーへの英国現代奴隷法を含む人権侵害・奴隷労働の禁止に関する教育・点検監査活動をお願いしました。結果、合計約450社に対して教育・点検監査活動を実施致しました。

不正行為等の未然防止、早期発見及び是正を図るべく、国内海外全ての役員・従業員は、私たちの構築した社内外通報窓口を利用することができます。また、当社は、このうち社内通報窓口を、当社の取引業者（請負・下請け業者を含む）の従業員等にも、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報を行えるよう開放しています。

#### 4. 今後の取り組み

グループ企業およびそのサプライヤーに対する人権侵害・奴隷労働の禁止に関する教育啓蒙活動を継続してまいります。

全ての人の基本的人権の尊重が事業のために重要な要素の一つであると考え、奴隷労働及び人身取引の防止に努めてまいります。

この声明は、2019年3月31日に終了する会計年度に関して、当社の取締役会の承認を得て代表取締役社長執行役員大野雅生によって署名されています。

2019年9月25日



代表取締役社長執行役員  
大野 雅生